

## 企画提案書記載要領

### 1. 事業者について

「商号・名称」及び「所在地又は住所」については、申込書の記載内容と適合を図ってください。

### 2. 企画概要について

今回の提案に関する企画内容を記入してください。

### 3. 企画詳細について

別紙で添付する企画書には、以下の項目を記載してください。

- (1) 広告付案内ディスプレイの仕様書およびデザイン等の図面・写真等
- (2) 広告付案内ディスプレイの設置位置、方法および完成予想図
- (3) 広域および周辺マップに記載する公共施設等（別紙一覧表）の予定情報
- (4) 広域マップ、周辺マップに掲出する広告および公共施設等の更新計画
- (5) 施行、メンテナンス、運用管理、原状復旧の方法
- (6) 募集要項に定められた条件の他、安定した運営を行う上での創意工夫および行政事務の軽減や来館者へのサービスの更なる向上に資するような提案（複数提案も可）

### 4. 提案広告料金等の金額について

- (1) 金額は、年額を記載してください。
- (2) 広告料については、消費税および地方消費税を含んだ額を記載してください。

### 5. 広告主の募集について

- (1) 広告主見込数は、今回の提案において確保できると考えられる広告主見込数を記載してください
- (2) 見込まれる広告主については、業種を記載し、具体的な企業名は必要ありません
- (3) 広告主の獲得方法および見込数の根拠を具体的に記載してください  
例：社員約〇名が広告主を訪問して獲得する。または、ホームページやダイレクトメール等の媒体を活用するなど

### 6. 事業者の広告掲載方針について

広告主募集にあたり、準拠する広告掲載方針（募集・掲載を規制する業種・事業者、募集・掲出を規制する広告内容等の定め）がある場合には、その内容について記載してください。

### 7. 広告の審査・確認体制について

広告主および広告原稿の内容が「宇治市広告掲載要領」「宇治市広告掲載基準」および「募集要項」に適合しているかの審査・確認体制を記載してください。

### 8. 作業スケジュールについて

掲出までに、広告主の募集、広告内容の審査、マップ・広告枠の製作、媒体設置などの作業が必要となりますが、その作業スケジュールを記載してください。

### 9. 問い合わせ等に関する対応体制について

広告設備の保守および広告掲載について第三者から内容等に係る問い合わせや苦情などがあつた場合の対応体制について記載してください。

- ①対応部署、所在地、連絡先、設置場所までの所要時間
- ②保守管理業者との連絡体制など

以 上

宇治市内の公共施設および観光地・施設一覧表

公共施設			誘導システム
1	宇治市役所		◎
2	うじ安心館		
3	文化センター	文化会館・歴史資料館・中央公民館・中央図書館	◎
4	東宇治図書館		
5	西宇治図書館		
6	木幡公民館		
7	小倉公民館		
8	広野公民館		
9	源氏物語ミュージアム		◎
10	お茶と宇治のまち歴史公園	ミュージアム「茶づな」・宇治川太閤堤跡	◎
11	生涯学習センター		
12	アクトパル宇治	総合野外活動センター	
13	黄檗公園	黄檗体育館	
14	西宇治公園	西宇治体育館	
15	植物公園		○
16	産業振興センター		
17	産業会館		
18	コミュニティワークこはた館		
19	コミュニティワークうじ館		
20	河原青少年センター		
21	善法青少年センター		
22	大久保青少年センター		
23	総合福祉会館		
24	ゆめりあうじ		
25	菟道ふれあいセンター	青少年指導センター	
26	平盛ふれあいセンター		
27	伊勢田ふれあいセンター		
28	西小倉コミュニティセンター		
29	東宇治コミュニティセンター		
30	南宇治コミュニティセンター		
31	槇島コミュニティセンター		
32	木幡地域福祉センター		
33	西小倉地域福祉センター		
34	東宇治地域福祉センター		
35	開地域福祉センター		
36	広野地域福祉センター		
37	槇島地域福祉センター		
38	宇治市斎場		
39			
40			

国・府の公共施設			
1	宇治総合庁舎	山城広域振興局・山城北保健所	○
2	宇治児童相談所		
3	城南勤労者福祉会館	城南地域職業訓練センター・京都地方税機構山城中部地方事務所	
4	宇治警察署		◎
5	宇治税務署		
6	宇治簡易裁判所		
7	京都地方法務局宇治支局		
8	宇治公共職業安定所		
9	お茶の京都DMO		○
10	京都府茶業会議所		
11			
12			
13			
14			
15			

観光地および施設			
1	観光センター		◎
2	JR宇治駅前観光案内所		
3	京阪宇治駅前観光案内所		
4	近鉄大久保駅観光案内所		
5	市営茶室「対鳳庵」		◎
6	宇治茶道場「匠の館」		◎
7	太陽が丘（山城総合運動公園）		○
8	天ヶ瀬森林公園		
9	天ヶ瀬ダム		○
10	天ヶ瀬吊り橋		○
11	白虹橋		
12	菟道雅郎子（とどういらつこ）の墓		
13	大吉山（仏徳山）	展望台	△
14	平等院	世界遺産	◎
15	宇治上神社	世界遺産	◎
16	縣神社		
17	宇治神社		
18	金色院・白山神社		
19	三室戸寺		○
20	黄檗山萬福寺		○
21	恵心院		
22	宇治十帖モニュメント		
23	紫式部像		
24	十三重石塔		
25	宇治川鶴飼		○
26			
27			
28			
29			
30			

申込書

令和 年 月 日

宇治市長 あて

(申込者)  
住所または所在地  
(〒 ー )

名称 印  
代表者氏名  
担当者  
(支社・部署および氏名)  
電話番号  
FAX 番号  
メールアドレス

J R宇治駅前観光案内所における「広告付観光案内ディスプレイ」の設置事業者に応募したため、募集要項の各項目を承知の上、下記のとおり資料を添えて申し込みします。

【添付書面】

1	企画提案書（様式－２）
2	企画提案書記載要項による企画書（８部）
3	会社概要
4	広告業務取扱実績調書（内容が把握できるものであれば、様式は問いません）
5	法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
6	印鑑登録証明書
7	消費税および地方消費税の納税証明書

※証明書等は、提出期限前３カ月以内に発行したもの

以 上

## 宇治市広告付観光案内ディスプレイ設置事業に係る企画提案書

1	事業者	商号・名称					
		住所又は所在地					
		主として営む業務					
2	企画概要						
3	企画詳細	企画書（８部）添付してください					
4	提案広告料金等の金額	使用料（行政財産使用料と電気代）		広告料	広告料等（合計）		
		円		円	円		
5	広告主の募集	広告主見込数		広告主の業種	募集方法		
		社					
	類似業務の実績	年	契約の相手方	広告媒体名	媒体数	取扱広告主数	
※内容が把握できるものであれば、別の資料の提出でもかまいません							
6	広告掲載方針						
7	審査・確認体制						
8	作業スケジュール						
9	問い合わせ等の対応体制						
10	その他、アピールポイント						

※記載できない場合は、別紙資料でご対応ください

※6～10の欄については、企画書の該当ページ番号での記載でもかまいません

## 宇治市行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

宇治市長 松村 淳子 様

(申請者)

住 所

(所在地)

氏 名

印

(名称および代表者名)

担 当 者

電 話 番 号

下記のとおり行政財産を使用したいので、許可いただきますよう申請いたします。

使用する財産（施設）の名称及び使用する場所	京都府宇治市宇治里尻 5-9 JR宇治駅前市民交流プラザ「ゆめりあ うじ」1階 観光案内所
設置する物件の種類及び構造	
使用目的または用途	企業広告および観光案内マップ掲載のため
使用希望期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
使用する面積	m <sup>2</sup>
工事の実施方法及び実施期間	方法： 期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
設置する物件の管理方法	
財産（施設）の復旧方法	
添付書類	

※申請者が法人または団体の時は、住所については所在地、氏名についてはその名称および代表者名を記入して下さい。

令和４年 月 日

〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 様

宇治市長 松村 淳子 印

## 行政財産使用許可証

令和４年 月 日付で申請がありました行政財産（ゆめりあ うじ）の使用について、下記の条件を付して許可します。

### 記

1. 許可内容 J R宇治駅前観光案内所内における広告付観光案内ディスプレイの設置
2. 使用期間 令和４年 月 日～令和５年３月３１日
3. 使用目的 公共施設と観光地・施設案内の情報および企業広告の表示
4. 使用料 宇治市行政財産使用料条例に基づく額（電気料金を含む）
5. 許可条件
  - （１）使用者は、目的以外に使用してはならない
  - （２）許可内容に変更が生じた場合は、事前に協議を行い、市の承認を得なければならない
  - （３）使用者が許可条件に違反したときは、使用許可の取り消しまたは変更することがある
  - （４）使用者の設置した機器の破損、いたずら等については、使用者がその責の一切を負わなければならない
  - （５）本許可機器、内容に起因するトラブル、苦情等については、使用者がその責の一切を負わなければならない
  - （６）本許可証記載以外のことについては、双方で協議し解決するものとする

以 上